

各都道府県知事
各政令指定都市市長 殿

総務事務次官

地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について

最近、地方公共団体において、資金の不適正な取扱い、工事発注を巡る不祥事、休暇の不適正な取得、飲酒運転による交通事故など不祥事件が相次いでいることは、国民・住民の地方行政に対する信頼を大きく揺るがすものであり誠に遺憾である。

言うまでもなく公務員には全体の奉仕者としての使命を自覚した上で国民本位、住民本位の行政の推進に全力を尽くすことが強く求められている。

「地方にできることは地方に」との原則に基づき、国民の理解や信頼の下、地方分権を一層推進していこうとする中であって、一部の地方公共団体とはいえこのような不祥事件が起こっていることは、誠にゆゆしき事態である。

各地方公共団体においては、これまでも職員の綱紀粛正について数々努力していることは承知しているが、一連の不祥事件を地方公共団体全体の信頼に関わる重大な問題と認識していただく必要があると考える。

については、特に下記事項に留意の上、これまでの綱紀粛正の取組が適切であったか、あるいは不祥事を引き起こす土壌がなかったか厳しく見直すことにより、公務員倫理の確立や適正な行政執行体制の実現を図り、地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復に努められるようお願いする。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかにこの旨を周知徹底するよう併せてお願いする。

以上、命により通知する。

記

- 1 職員一人一人が、不祥事の再発防止を期し、全体の奉仕者であることを改めて強く自覚し、国民本位、住民本位の行政の推進に全力を尽くすこと。また、最近

における不祥事件には、管理、監督の地位にある者によるものがあるが、これらの者は部下職員を指導する立場にあるものであり、まずは部下職員の範となるよう公務員として自らその姿勢を正すとともに、部下職員に対しては、服務義務、公務員倫理に係る周知徹底を図り、全体の奉仕者としての自覚を促すこと。

- 2 公金の取扱い及び予算執行等については、関係法令にのっとり適正に行うこと。また、情報公開の徹底や監査等の監視機能の強化等を通じ、透明性の向上と公正の確保を図ること。
- 3 公共工事の入札・契約については、事務手続のより一層の透明性、公平性の確保のため必要な改善を加えること。また、担当職員に対する権限の集中を避け、監督者の責任体制を確立するとともに、部内における内部けん制機能の発揮に努めること。
- 4 休暇、休職、勤務時間については、その制度趣旨にのっとり適切に運用・管理を行うこと。特に、病気休暇の承認や病気による休職処分については、十分な事実確認に基づいて行うこと。
- 5 言うまでもなく飲酒運転は許されないことであり、職員に対し、飲酒運転をしないよう一層の周知徹底を図るとともに、管理職員による部下職員に対する飲酒運転防止の指導を強化する等、職員による飲酒運転が根絶されるよう努めること。
- 6 違法行為又は服務規律違反の行為があった場合においては、速やかに実情を調査し、厳正な措置を採るとともに、不祥事の再発を防止するための行政執行体制の確立を図ること。